

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、高松市木太町新池土地改良区から役員の退任について次のとおり届出があった。

令和6年1月19日

香川県知事 池 田 豊 人

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	神内 繁	高松市木太町5033番地1	令和5年11月26日